

視 座

子どもの意見表明権とは何か

宮城県医師会理事

高 田 修

◎はじめに

2022年2月24日、軍事作戦と称してロシアがウクライナへ侵攻し、多くの子どもを見境無く虐殺しています。2023年10月7日にはイスラエル軍がガザ地区で戦闘を開始し、1万人以上の子どもが死亡し、さらに多くの子どもが片足や両足を失うという悲惨な状況に陥っています。ロシアもイスラエルも『子どもの権利条約』の批准国です。なぜこんな暴挙を平然と行えるのでしょうか。

以前にもご紹介しましたが、1989年11月20日に国連総会において全会一致で『子どもの権利条約』が採択されました。1989年といえば、ベルリンの壁崩壊という歴史的瞬間が体験できた年です。その2年後にはソビエト連邦が解体し、国際社会の中で民主化と人権擁護の気運が高まったと感じることができた時代でした。国連常任理事国として当時のソ連も『子どもの権利条約』の採択に参加し、翌年早々にロシアが批准をしたことになっています。

◎子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）

国際社会が子どもの権利に着目し始めたのは、第一次世界大戦で多くの子どもが犠牲になってからだと言われています。1924年の『児童の権利に関するジュネーブ宣言』では「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」と「最善の利益」についての言及がありました。しかしながら、その後第二次世界大戦が起こり、多くの人命がその尊厳と共に失われてしまいます。その惨劇を2度と繰り返してはならないとして創られた国際連合では、世界の平和を実現するためには各国が協力して「人権」を守る不断の努力が必要だとされました。そして1948年の第3回総会では『世界人権宣言』が採択され、それと同時に社会で弱い立場に立たされている子どもの状況が注目されて、1958年の第14回国連総会では『子どもの権利宣言』が採択されました。そこでは「子どもは特別な保護を必要とする存在」だと位置づけられましたが、1979年の「国際児童年」において、世界中の子どもが置かれている厳しい現実と課題が話し合われると、ただの宣言では駄目で、法的拘束力のある国際条約が必要であると話し合いが続けられ、『子どもの権利条約』が創り出されたのです。悲惨な戦争を2度と起こさないために、国際社会が取り組んできた不断の努力を踏みにじる行為は、どんな理由があろうとも断じて許す訳にはいかないと考えます。

◎子どもの意見表明権

日本国は1994年に『子どもの権利条約』を批准し、それを基に日本国憲法第98条に従って法整備を

行ってきました。すなわち、2017年に児童福祉法が改正され、その第1条では「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」ことが宣言されています。その後2018年には成育基本法が成立。2022年にはこども基本法が成立し、翌年4月の施行とともに内閣府外局としてこども家庭庁が発足しました。

こども家庭庁のホームページの1頁目には「こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます」とあります。今後、ますます子どもの権利条約の理念が実現されることが期待されます。



子どもの権利において、1番重要な基本的価値観は、『子どもの権利条約』第12条の「子どもの意見表明権」にあります。子どもの意見表明権とは、子どもが「自由に意見を表明する機会を与えられる」ということです。そして、その意見に対し、子どもの最善の利益を考えながら配慮し、対応をしてもらう権利があるということです。

◎乳幼児における子どもの意見表明権

子どもの権利条約第12条には「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」とあります。ここにある「自己の意見を形成する能力」という文言に引きずられて、一定の能力を有する児童にのみ権利行使が認められるかのように読みとり、いったい何歳から意見表明の力がつくのかという議論がありました。しかしながら、国連子どもの権利委員会では一般的意見第7号（2005年）で「乳幼児がすべての権利の保有者である」ことを強調し、乳幼児にも意見表明権があるとしました。また、国連子どもの権利委員会へ日本が提出した第4回・第5回総合定期報告書に対する総括所見（2019年）の中では「年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障」することを強調しています。それでは、乳幼児における子どもの意見表明とはいかなるもののでしょうか。

◎子どもの意見を聴く社会とは

子どもの権利に関する国連特別総会日本政府代表団の顧問を勤めたことがある福田雅章氏によれば、子どもの愛着行動が子どもの意見表明における萌芽であるといいます。生後2か月を過ぎると、周囲の人の存在に気づき、かまって欲しいという欲求が表明され、「そばにきて!」「抱っこして!」「あやして!」と泣いたり、声を出したりする行動が見られますが、それがその子の意見表明であるというものです。乳幼児には、この愛着行動に応じてもらう権利があるということです。

その後、成長と共に出てくる子どもの意見表明としては、衝動のままに「あそびたい!」という欲求が起こります。さらに言葉を獲得すると「ねえねえきいてきて!」という問いかけがよく見られます。それらに丁寧に応じてもらう権利が子どもにはあるということです。

翻って現在の子どもの置かれている状況を見ると、抱き癖が付くからと抱っこしてもらえない子ども達、忙しいからと話を聴いてもらえない子ども達、うるさいからと公園を閉鎖され取り壊されてしまう子ども達、なんと子どもの意見が大人の都合で封じられてきたことでしょうか。

「うるさい」「しゃべるな」「あっちいけ」というのは、大人の世界ではりっぱなパワハラです。そして相手の人権や尊厳を認めない傲慢な大人がはびこる社会が、今のロシアやイスラエルの暴挙に繋がっていくのだと考えます。子どもの権利を守る、子どもに優しい街づくりが、子どもを育てやすい街づくり、ひいては子どもを産みやすい街造りに繋がると信じます。